



習い事支援対象世帯の方へ

習い事にかかる費用を助成します！

小浜市では、ふたり親の住民税非課税世帯の子どもの育ちを支援するため、児童の「習い事」にかかる費用の一部を助成する事業を行っています。

～ 興味・関心のある習い事を始めてみませんか？ ～



1. 対象者 ふたり親の住民税非課税世帯の
小学4年生～小学6年生の児童

2. 対象となる習い事の例 ※国語、算数、理科、社会、英語の学習塾等は対象外です。

《スポーツ系》野球、サッカー、卓球、テニスなど（スポーツ少年団を含む）
《文化系》ピアノ、ダンス、歌、習字、囲碁、将棋など

3. 対象経費 入会金、月謝、受講料、ユニフォーム代や教材費など
習い事をするために必要な経費

4. 補助額 ・児童一人当たり 6万円（年間上限）

※新年度の4月1日時点での課税状況を確認します。

5. 申請方法 ①申請書兼請求書②支払いを証明する領収書③申請内容確認書
をご準備のうえ、下記担当窓口へ提出ください。

※詳細はHP内をご確認ください。

（申請書類は、「すくすくおばまっ子」HPまたは、下記担当課窓口で入手できます）

6. 申請受付期間 ① 4～9月分をまとめて10月中

② 10～3月分をまとめて3月中(最終受付)

※さらに分割での支払いを希望される方は、ご相談ください。

3月31日までに間に合わない場合は必ずご連絡ください。



<申し込み、お問い合わせ先>

〒917-0075 小浜市南川町4-31 小浜市健康管理センター内（子育て応援課）電話 64-6013